

## 第12章 情報公開・説明責任

### I. 大学

〔広報室〕

#### 1. 情報公開請求への対応

〔現状の説明〕

現在、名古屋学院大学では文部科学省の法令や省令にのっとり、財務諸表や自己点検評価報告書等、法的に義務付けられた情報の公開は行っている。一般的経営上の方針や教学の情報についてはホームページで適宜公開しており、現在のところ必要の範囲で適切に情報が公開されている。しかしながら、第三者の情報公開請求についての規定は存在しない。例えば大学院入試に関する情報公開請求がこれまで数件出されたが、それについては大学院委員長である学長の指揮のもと、他大学の事例を参考に大学院事務室で適宜対応している。

学外への情報発信は、2008年4月に新たに広報室を設置し、教育研究活動に関する情報発信を一元化し、社会に対し本学の教育研究活動への理解を深めてもらうことに努めた。

2008年度の広報室設置を機に、メディア各社へのプレスリリースを一層積極的に行い、パブリシティ記事として多く紹介された。また、情報発信ツールとして、大学案内、ホームページを大幅にリニューアルし、大学紹介DVDの作成や学生が編集・作成する情報誌を創刊するなど本学の真の姿を社会に伝達することに努めた。

法令上義務付けられている情報公開については、ホームページ上で公開し、広報誌「COSMORAMA」79号、80号を発刊し、十分な情報公開を行っている。また、ホームページの大幅改訂においては、学長を委員長とする「広報委員会」のもと、「ホームページ作成ワーキンググループ」を組織し、2009年度の公開に向け鋭意作業を行った。この改訂により、2009年度からは「名古屋学院大学学則」、「現状と課題」のホームページ上での公開を開始する予定であり、さらに積極的な経営上、教育上の広報活動を展開する。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

現在のところ学外からの情報公開請求に対する対応については明確に定まっておらず、それについての規程もない。学外からの情報公開請求に対して迅速かつ適切に対応していけるようなシステムづくりが求められる。

〔将来の改革に向けた方策〕

情報公開請求に対しては、各部署の対応マニュアルを作成し、それを総括的に規定する情報公開規程のようなものを制定する必要がある。その際、本学にすでに制定されている個人情報保護に関する規程やその他様々な規程との整合性を取る必要があり、大掛かりな作業を伴うことになる。しかしながら、社会的ニーズはかなり高まっているので、緊急に作成し、応えていく必要がある。